

サイモントンカウンセラーのカウンセリング倫理

1、クライアントの権利と義務

* クライアントの権利

- A) カウンセラーの資格や教育について知る権利
- B) サービスの内容、料金、必要時間についての情報を知る権利
- C) カウンセラーの未経験な分野や不得意な分野について知る権利
- D) カウンセリング中に話された内容についての機密を守ってもらう権利
- E) カウンセリングの方法や技術についての説明を要求する権利及び、カウンセリングの進行状態を知る権利
- F) カウンセリングの目標設定に参加し、目標達成の程度を評価する権利
- G) 緊急事態が生じた時に、カウンセラーに連絡できる方法を知る権利
- H) いつでも他のカウンセラーにセカンド・オピニオンを得る権利
- I) 他のカウンセリングや専門家に行く必要が生じた場合、カウンセリングの記録のコピー及び紹介状をもらう権利
- J) カウンセラーが所属する専門職団体の倫理要綱を入手する権利
- K) カウンセラーの言動に疑いがある場合、専門機関に訴える権利
- L) カウンセリング関係をいつでも終了する権利

* クライアントの義務

(カウンセリングのサービス内容について理解し、カウンセリング関係を始めることを自主的に同意した後発生する)

- A) カウンセリングの予約時間を守る義務
- B) カウンセリングの料金を払う義務
- C) カウンセリングを進行させる義務
- D) カウンセリングの進行状態についてカウンセラーと話し合う義務
- E) カウンセリングに満足していない場合その事を表明する義務
- F) 別のカウンセリング関係を始めるのであれば、現在のカウンセリング関係を中止する義務

2、カウンセラーの倫理と義務

A) 倫理問題を解決する基準と義務

カウンセラーは専門家として、科学者として、個人、団体、社会に対して責任があることを理解する事。他のカウンセラーが倫理的に誤った行動をしている場合、適切な手段でそれを正す義務がある。

B) 専門家としての能力の基準と義務

カウンセラーは、教育、訓練、専門家としての経験、経験の深い専門家による指導、コンサルテーションの経験などによって培われた能力が及ぶ範囲でサービスを提供する義務がある。

C) 専門家としてのクライアントとの関係の基準と義務

カウンセラーは、人を年齢、性別、性的嗜好、人種、文化、国籍、宗教、障害、経済などによって差別しない義務がある。差別にはセクハラも含まれる。

D) プライバシーの尊重と守秘義務の基準と義務

カウンセラーは、プライバシーを尊重して守秘義務を守り、職務で知りえた情報を他者に漏らさない義務がある。同時に守秘義務の限界を知り、倫理規定や法律に従う義務がある。これには、録音、録画の管理、インターネットや電子ファイルの管理も含まれる。

E) 宣伝や広告の基準と義務

カウンセラーは意図的に事実を歪曲して伝えたり、虚偽の報告をしたりしてはいけない。カウンセラーは科学的に正確な情報を提供するべきであり、従ってカウンセラーは自己の学歴、資格、経歴、所属組織、サービスの内容、治療の成功率、料金、出版物などを正確に伝える義務がある。

F) 記録のとり方や料金を設定する基準

カウンセラーは、規則や法律に従って記録をつけ、管理し、抹消する必要がある。正確な記録は、他の専門家への紹介、料金の正確な請求、データの管理と再検証に欠かせない。

G) 教育や訓練の基準

カウンセラーを訓練し、教育する際には、その教育内容がきちんと標準を満たすようにする必要がある。

H) 研究調査や出版の基準

カウンセラーが調査研究をする際には、倫理的な配慮をして研究計画を作成し、それが適切な委員会によって事前に承認される必要がある。

I) 心理テストの扱いの基準と義務

カウンセラーは、科学的に起訴のある、専門職に相応しい知識や技術に基礎のある情報を提供する義務がある。心理テストの実施、テスト結果の解釈、アセスメント技術の使用、面接、その他のテスト、心理用具の使用については、実証された研究に基づいて適切になされること。

J) 治療の基準と義務

カウンセラーは、セラピーを実施する際には、できるだけ早くインフォームド・コンセントを得ること。インフォームド・コンセントには、セラピーの内容、料金、守秘義務の制限、十分に説明を受ける権利や質問をする権利についての説明が含まれる。

クライアントが夫婦や家族である場合には、カウンセラーにとって誰がクライエ

ントであるかを明確にし、それぞれに対してカウンセラーとの関係を説明する事。

3、倫理の一般原則

原則A：仁恵原理と無危害原理

カウンセラーはその仕事をする人に対して利益を与え、さらに危害を与えないように注意しなければならない。

原則B：忠誠と責任

カウンセラーはその仕事をする人との間に信頼関係を形成する。カウンセラーは仕事をしている会社やコミュニティーに対して、職業上・学問上の責任がある。

原則C：誠実さ

カウンセラーは心理学を学問として、教える人として、実践する人として、正確さ、そして正しさを促進する。これらの活動において、カウンセラーは事実を盗作したり、偽ったり、詐欺や欺瞞的行為を行ったり、意図的に事実を歪曲してはいけない。

原則D：正義

カウンセラーはその行為によるサービス、その経過・方法によって提供されるものの質が誰にも同じものであって、心理学によってもたらされる利益も誰にでも利用できて公平であるべきだと認識する。

原則E：人権及び人間の尊厳に対する敬意

カウンセラーは全ての人の尊厳と、人間的価値、個人のプライバシー、秘密の保持、自己決定に対する権利を尊重する。カウンセラーは自己決定を妨げる脆弱性を抱える個人やコミュニティーが存在するので、時には特別な保護手続きを講じなくてはならない事を意識する。

総論

カウンセラーは倫理の一般原則を理解し、カウンセリングという仕事の水準を高いものに設定し、人間の尊厳を尊重し、カウンセラーの人格を品位あるものに設定する事が必要である。カウンセリングとはただ単なる金銭によって実施される経済行為ではない。

4、明らかなる倫理違反

① 不注意によるケース

カウンセリングという特別な関係を、何らかの事情で終わらせる必要があるのにそうしない場合。身体、財産、精神に実際に損傷が生じた場合。その損傷の原因の結果に因果関係があるなどのいずれかの条件が成立する場合。

② 意図的で直接的に人権を侵害するケース

セクハラなどの行為や、個人の秘密を意図的に漏らすことにより、個人に損害をもたらす場合など、明白な倫理違反や法律違反行為。

③ 通常では受け入れられないやり方でカウンセリングをする

クライアントを裸にしたり、性的な身体接触をしたりする事を治療行為だという事、あるいは、身体的あるいは精神的に極端な苦痛やリスクを伴う治療行為など、明らかに通常のカウンセリングとはいえない行為を含む。

④ 訓練を受けていない技術を使用する（能力の限界を超える）

催眠療法など訓練を必要とする療法、グループ療法など能力を必要とする療法など、ある程度リスクを伴う療法の訓練を十分に受けていないにも関わらず、その療法を行う事。

⑤ 援助行為にならないことをする

カウンセリングそのものがさらに苦痛となる場合。カウンセラーの個人的な必要、個人的な興味のために使われる場合。必要以上の報酬をクライアントに求める場合。差別行為や差別的発言がある場合。

⑥ 損害の防止をしない

クライアントが及ぼす、あるいは及ぼされると予想される暴力行為から生じる損害を防止するための通常の手続き（警告・保護など）をしない。

⑦ インフォームド・コンセントがない

特定の療法によってどのような結果が生じるかを説明しないなど。

明らかな倫理違反行為とは、以上の違反行為を一つあるいは複数行う事である。

5、心理専門職者の倫理綱領

【基本的倫理としての責任】

来談者の人権尊重を第一義と心得て、人を差別することなく、自己の価値観を強制してはいけない。自己の心身の健康のバランスを保ち、専門家として自己が抱える葛藤により他者に影響を与えないように留意する。専門家は自己利益のために来談者を意識的・無意識的に利用して危害を及ぼしてはいけないという責任がある。専門家として法規や倫理綱領を遵守する事。

【秘密保持】

援助専門職者と来談者との関係は、社会契約によるものであり、その関係で知りえた個人の秘密を保持する義務がある。しかし自他に危害を及ぼす恐れがある場合や、法に定めがある場合は守秘義務の例外とする。その際は専門家としての高度な判断と倫理意識が必要となる。記録の保管には注意をする事。面接や心理査定をテープやビデオに記録するには、対象者の同意を得る事。

【対象者との関係】

専門職者は、職業関係を利用して私的関係を結ぶ事のないように注意する。いわゆる多重関係（金銭関係、個人的な関係、個人情報への過度の開示）は、来談者に混乱を生じさせ害を及ぼす事になるため避ける事。

【インフォームド・コンセント】

来談者の自己決定権の尊重、業務の透明性に努める事。インフォームド・コンセントの内容を対象者が理解できる言葉できちんと説明をする事。

- ① 契約内容の説明：業務の目的、技法、契約期間及び料金
- ② 保護者および後見人が必要な場合でも、対象者に十分に説明をする事。
- ③ 契約内容はいつでも見直せる事
- ④ 守秘義務の例外がある事
- ⑤ 情報の開示に応じる事：面接経過、心理査定の内容等
- ⑥ 記録は5年間保存する事
- ⑦ 当該対象者以外から依頼があった場合、対象者の福祉を第一として考慮する事。

【職能的資質の綱領と自覚】

専門職者は、十分に訓練を受けていない技法を試したりして来談者に害を及ぼしてはいけぬ。また、専門技術は日進月歩するもので、常に研修・研鑽を怠る事の無いように努める義務がある。また以下に高度で熟練した技量があっても、その限界を知り、来談者に害を与えないように考慮する慎重さと、専門家としての謙虚さの必要性を示すものである。心理検査用具などを使用するに際しては、誤用・悪用の無いように配慮する必要がある。

【営利活動等の企画、運営及び参画】

専門職者の意見は、社会的に影響が大きいので、十分に注意して公正な立場を維持し、心理学的知識や専門的意見を公開する事。特に誇張や、誤解が生じる事の無いように注意し、人権と個人の尊厳を傷つける事のないようにする事。営業内容に誇張や偽りが無いようにする事。

【著作や心理査定用具の取り扱い】

著作や、発表で事例を公表する際には、プライバシーと人権を保護し、当事者の同意を得る事。対象者が特定されないように細心の注意を払う事。対象者やその関係者の人権や尊厳が傷つく表現は絶対にしてはいけない。心理査定用具の取り扱いに注意し、学問上において必要以上に公表しない。また、無資格者が入手し、乱用する事の無いようにする事。

【相互啓発及び倫理違反への対応】

専門職者は、お互いに啓発し、倫理違反のないように注意する事。違反を注意しても改善がみられない場合には、倫理委員会に記名で申し出る事。